

変更契約の調書

工事名 吉野川雨水第1幹線 函渠工事

当初

工事場所 南陽市 郡山 地内
 請負業者名 株式会社松田組
 工事種別 土木一式工事
 工事概要 ◎施工延長 L=137.8m 2000×2000、1700×1400

契約金額 工期 着工 150,700,000 円 (消費税及び地方消費税を含む。)
 完成 令和7年7月2日
 令和8年3月26日

第1回変更

変更年月日 令和8年2月5日
 契約金額(変更後) 123,786,300円 (消費税及び地方消費税を含む。)
 工期 完成 令和8年3月26日 (変更なし)
 変更理由

1 施工箇所の変更について

現地調査及び工程精査の結果、汚水管渠の移設及び仮設に不測の日数を要し、その後の函渠工事(box-c 1700×1400)着手まで時間を要すること、また、汚水管渠の移設に伴い広範囲に及ぶ交通規制が生じることから、通行に支障のない箇所(box-c 1700×1400)の施工に一部変更し、事業が滞りなく進捗するよう努めたい。

	【当初】	【変更】
PCボックスカルバート(1700×1400)	L=115.2m	→ L=32.0m (L=83.2m 減)
PCボックスカルバート(1700×1400(エアキャスター工法))	L= - m	→ L=46.1m (L=46.1m 増)

2 仮設工について

土留工(立坑)箇所において、現地再調査の結果、山留材(鋼矢板)の根入れ長さが当初設計以上必要と判断されたことから、鋼矢板長を変更し実施したい。

また、打設箇所上空の架空線を考慮し、継施工(現場溶接)を計上していたが、継施工なしで打設可能な箇所があることから、下記のとおり変更し実施したい。

	【当初】	【変更】
・鋼矢板打込・引抜(III型 L=8.0m)	N=52枚	N= 0枚 (N=52枚 減)
・鋼矢板打込・引抜(III型 L=9.0m)	N= - 枚	N=51枚 (N=51枚 増)
(うち、N=36枚継施工なし(リース品)、N=15枚継施工あり(全損)、計51枚)		

また、土留工(立坑)の切梁・腹起しが組立式箱型マンホール裾付の支障となることから、再度構造計算を実施した結果、基礎コンクリートで切梁・腹起しの代替えとすることが可能であったことから、基礎コンクリートの打設幅及び厚さを変更し、コンクリート打設後に支障となる切梁・腹起しを撤去する設計に変更し実施したい。

	【当初】	【変更】
・基礎コンクリート	V=1.5m ³	→ V= 5.4m ³ (V=3.9m ³ 増)
・基礎碎石	A=10.2m ²	→ A=27.0m ² (A=16.8m ² 増)

3 構造物取壊し工について

現地調査の結果、市道郡山東線(No.32+16.2～No.38+14.9)の既設側溝(400×750～900)が現場打ち(重力式側溝)であることが判明し、函渠本体(box-c 1700×1400)及び後の汚水管渠移設の土留工(建込簡易土留)に干渉することから現況での施工が不可能と判断し、既設側溝を一時撤去し、函渠工事(box-c 1700×1400)及び汚水管渠移設後に側溝を設置する設計に変更し実施したい。

	【当初】	【変更】
・構造物取壊し工(鉄筋Co)	$V=3.7\text{m}^3$	$V=9.2\text{m}^3 (V=5.5\text{m}^3 \text{ 増})$
・構造物取壊し工(無筋Co)	$V=-\text{m}^3$	$V=35.5\text{m}^3 (V=35.5\text{m}^3 \text{ 増})$

4 用水路付替工について

農業用水管理者との調整の結果、工事前と同様に農業用水を利用したいと要望を受けたことから、水系を復元するため下記のとおり構造物を増工し、対応したい。

	【当初】	【変更】
・PCボックスカルバート(3000×3000)	$L=-\text{m}$	$L=3.3\text{m} (L=3.3\text{m} \text{ 増})$
・場所打ち集水枠	$N=-\text{基}$	$N=2\text{基} (N=2\text{基} \text{ 増})$
・鋼製枠蓋(T-14・800用(開閉式))	$N=-\text{枚}$	$N=2\text{枚} (N=2\text{枚} \text{ 増})$

5 残土運搬距離

当初、発生残土のダンプトラックによる運搬距離を $L=7.0\text{km}$ で計算していたが、受注者にて運搬距離 $L=5.6\text{km}$ の場所に残土処分地を用意したことから運搬距離を変更し実施したい。

	【当初】	【変更】
・土砂運搬距離	$L=7.0\text{km}$	$L=5.6\text{km}$

6 交通誘導員について

当該工事箇所市道交差点部の交通規制であること、クリニック及び営業店舗への出入りに伴い一般車両や歩行者の誘導も必要と判断されることから、交通誘導員を2名体制から3名体制に増員し、安全確保に万全を期したい。

	【当初】	【変更】
・交通誘導員	$N=266\text{人}$	$N=279\text{人} (N=13\text{人} \text{ 増})$

7 その他、現地に適合するよう軽微な変更を実施したい。